

北海道建設部土木工事共通仕様書

新旧対照表

「北海道建設部土木工事共通仕様書（平成29年10月版）」を一部改定し、平成29年10月1日以後に入札する工事から適用する。

北海道建設部建設政策局建設管理課

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

改 定	現 行	頁 (H29.10版の頁数)
I 土木工事共通仕様書 (本文)		
第1編 共通編 第5章 無筋、鉄筋コンクリート	第1編 共通編 第5章 無筋、鉄筋コンクリート	
<p>第3節 コンクリート</p> <p>1-5-3-1 一般事項</p> <p>1. 本節は、構造物に使用するコンクリートとして、レディーミクストコンクリート、配合、材料の計量、練りませ、運搬、コンクリート打込み、養生、施工継目、表面仕上げその他これらに類する事項について定めるものとする。</p> <p>2. 受注者は、コンクリートの使用に当たって、アルカリ骨材反応を抑制するため、北海道建設部土木工事共通仕様書Ⅲ付表5. コンクリートの耐久性向上対策 の各項に規定する対策の中いずれか一つをとらなければならない。</p> <p style="padding-left: 20px;">また、アルカリ骨材反応抑制対策実施要領で必要な検査・確認を行わなければならない。</p> <p>3. 受注者は、コンクリートの使用に当たって、以下に示す許容塩化物量以下のコンクリートを使用しなければならない。</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) 鉄筋コンクリート部材、ポストテンション方式のプレストレストコンクリート部材(シース内のグラウトを除く)及び用心鉄筋を有する無筋コンクリート部材における許容塩化物量(C1⁻)は、0.30kg/m³以下とする。</p> <p style="padding-left: 20px;">(2) プレテンション方式のプレストレストコンクリート部材及びオートクレープ養生を行う製品における許容塩化物量(C1⁻)は0.30kg/m³以下とする。</p> <p style="padding-left: 40px;">また、グラウトに含まれる塩化物イオン総量は、セメント質量の0.08%以下とする。</p> <p style="padding-left: 20px;">(3) アルミナセメントを用いる場合、電食のおそれがある場合等は、試験結果等から適宜定めるものとし、特に資料がない場合の許容塩化物量(C1⁻)は0.30kg/m³以下とする。</p> <p>4. 受注者は、海水又は潮風の影響を著しく受ける海岸付近及び外部から浸透する塩化物の影響を受ける箇所において、アルカリ骨材反応による損傷が構造物の品質・性能に重大な影響を及ぼすと考えられる場合には、塩分の浸透を防止するための塗装等の措置方法について工事監督員と協議しなければならない。</p> <p>5. コンクリートの標準配合条件は、表5-1により、一般的な鉄筋コンクリート構造物※のスランブ値は12cmを標準とする。</p> <p style="padding-left: 20px;">これによらない場合は、受注者は、工事監督員と協議しなければならない。</p> <p style="padding-left: 40px;">※ 一般的な鉄筋コンクリート構造物とは、コンクリート舗装工、場所打ち杭等の水中コンクリート及びトンネル覆工を除くものとする。</p> <p>6. 受注者は、1日当たり種別ごとのレディーミクストコンクリートの使用量が、100m³以上施工する場合は、北海道建設部土木工事共通仕様書Ⅲ付表9. レディーミクストコンクリート単位水量測定要領(案)に基づき施工管理を行い、その記録及び関係書類を作成・保管し、工事監督員から請求があった場合は直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。</p>	<p>第3節 コンクリート</p> <p>1-5-3-1 一般事項</p> <p>1. 本節は、構造物に使用するコンクリートとして、レディーミクストコンクリート、配合、材料の計量、練りませ、運搬、コンクリート打込み、養生、施工継目、表面仕上げその他これらに類する事項について定めるものとする。</p> <p>2. 受注者は、コンクリートの使用に当たって、アルカリ骨材反応を抑制するため、北海道建設部土木工事共通仕様書Ⅲ付表5. コンクリートの耐久性向上対策 の各項に規定する対策の中いずれか一つをとらなければならない。</p> <p style="padding-left: 20px;">また、アルカリ骨材反応抑制対策実施要領で必要な検査・確認を行わなければならない。</p> <p>3. 受注者は、コンクリートの使用に当たって、以下に示す許容塩化物量以下のコンクリートを使用しなければならない。</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) 鉄筋コンクリート部材、ポストテンション方式のプレストレストコンクリート部材(シース内のグラウトを除く)及び用心鉄筋を有する無筋コンクリート部材における許容塩化物量(C1⁻)は、0.30kg/m³以下とする。</p> <p style="padding-left: 20px;">(2) プレテンション方式のプレストレストコンクリート部材及びオートクレープ養生を行う製品における許容塩化物量(C1⁻)は0.30kg/m³以下とする。</p> <p style="padding-left: 40px;">また、グラウトに含まれる塩化物イオン総量は、セメント質量の0.08%以下とする。</p> <p style="padding-left: 20px;">(3) アルミナセメントを用いる場合、電食のおそれがある場合等は、試験結果等から適宜定めるものとし、特に資料がない場合の許容塩化物量(C1⁻)は0.30kg/m³以下とする。</p> <p>4. 受注者は、海水又は潮風の影響を著しく受ける海岸付近及び外部から浸透する塩化物の影響を受ける箇所において、アルカリ骨材反応による損傷が構造物の品質・性能に重大な影響を及ぼすと考えられる場合には、塩分の浸透を防止するための塗装等の措置方法について工事監督員と協議しなければならない。</p> <p>5. コンクリートの標準配合条件は、表5-1により、一般的な鉄筋コンクリート構造物※のスランブ値は12cmを標準とする。ただし、漁港関係工事は除くものとする。</p> <p style="padding-left: 20px;">これによらない場合は、受注者は、工事監督員と協議しなければならない。</p> <p style="padding-left: 40px;">※ 一般的な鉄筋コンクリート構造物とは、コンクリート舗装工、場所打ち杭等の水中コンクリート及びトンネル覆工を除くものとする。</p> <p>6. 受注者は、1日当たり種別ごとのレディーミクストコンクリートの使用量が、100m³以上施工する場合は、北海道建設部土木工事共通仕様書Ⅲ付表9. レディーミクストコンクリート単位水量測定要領(案)に基づき施工管理を行い、その記録及び関係書類を作成・保管し、工事監督員から請求があった場合は直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。</p>	<p>I - 269</p> <p>■一般的な鉄筋コンクリート構造物におけるスランブ標準値12cmについて、漁港関係工事にも適用する。</p>

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

改 定							現 行							頁 (H29.10版の頁数)
表5-1 コンクリートの標準配合条件							表5-1 コンクリートの標準配合条件							I - 270
記号	設計基準強度 N/mm ²	スランブ cm	空気量 %	最大水セメント比 %	粗骨材最大寸法 mm	最少単位セメント量 kg/m ³	記号	設計基準強度 N/mm ²	スランブ cm	空気量 %	最大水セメント比 %	粗骨材最大寸法 mm	最少単位セメント量 kg/m ³	■コンクリートの標準配合条件の追加
C-1	—	8.0	4.5	—	20又は25	—	C-1	—	8.0	4.5	—	20又は25	—	
C-1P	—	8.0	4.5	—	20又は25	270	C-1P	—	8.0	4.5	—	20又は25	270	
C-4	18	5.0	4.5	55	40	—	C-4	18	5.0	4.5	55	40	—	
C-4P	18	8.0	4.5	55	40	270	C-4P	18	8.0	4.5	55	40	270	
C-5S	18	5.0	5.5	50	40	—	C-5S	18	5.0	5.5	50	40	—	
C-5PS	18	8.0	5.5	50	40	270	C-5PS	18	8.0	5.5	50	40	270	
C-6-1	21	5.0	5.5	50	40	—	C-6-1	21	5.0	5.5	50	40	—	
C-7	σ _{ck} =4.5	2.5	4.5	45	40	280	C-7	σ _{ck} =4.5	2.5	4.5	45	40	280	
C-7S	σ _{ck} =4.5	2.5	5.5	45	40	300	C-7S	σ _{ck} =4.5	2.5	5.5	45	40	300	
C-8	σ _{ck} =5.0	2.5	4.5	45	40	—	C-8	σ _{ck} =5.0	2.5	4.5	45	40	—	
C-9	—	15.0	4.5or4.0 ^{*1}	50	40	370	C-9	—	15.0	4.5or4.0 ^{*1}	50	40	370	
C-9S	18	15.0~18.0	5.5	50	40	340	C-9S	18	15.0~18.0	5.5	50	40	340	
C-10	18	8.0	5.0	55	20又は25	—	C-10	18	8.0	5.0	55	20又は25	—	
C-11	18	5.0	4.5	60	40	—	C-11	18	5.0	4.5	60	40	—	
RC-1	21	8.0	4.5	55	40	280	RC-1	21	8.0	4.5	55	40	280	
RC-1	21	12.0	4.5	55	40	280	RC-1	21	12.0	4.5	55	40	280	
RC-1S(b)(c)	21	8.0	5.5	45	40	300	RC-1S(b)(c)	21	8.0	5.5	45	40	300	
RC-1S(b)(c)	21	12.0	5.5	45	40	300	RC-1S(b)(c)	21	12.0	5.5	45	40	300	
RC-1S(a)	21	8.0	4.5	50	40	280	RC-1S(a)	21	8.0	4.5	50	40	280	
RC-1S(a)	21	12.0	4.5	50	40	280	RC-1S(a)	21	12.0	4.5	50	40	280	
RC-2-1	24	8.0	4.5	55	40	280	RC-2-1	24	8.0	4.5	55	40	280	
RC-2-1	24	12.0	4.5	55	40	280	RC-2-1	24	12.0	4.5	55	40	280	
RC-2-1S(b)(c)	24	8.0	5.5	45	40	300	RC-2-1S(b)(c)	24	8.0	5.5	45	40	300	
RC-2-1S(b)(c)	24	12.0	5.5	45	40	300	RC-2-1S(b)(c)	24	12.0	5.5	45	40	300	
RC-2-1S(a)	24	8.0	4.5	50	40	280	RC-2-1S(a)	24	8.0	4.5	50	40	280	
RC-2-1S(a)	24	12.0	4.5	50	40	280	RC-2-1S(a)	24	12.0	4.5	50	40	280	
RC-4	24	8.0	5.0	55	20又は25	280	RC-4	24	8.0	5.0	55	20又は25	280	
RC-4	24	12.0	5.0	55	20又は25	280	RC-4	24	12.0	5.0	55	20又は25	280	
RC-4S(b)(c)	24	8.0	6.0	45	20又は25	330	RC-4S(b)(c)	24	8.0	6.0	45	20又は25	330	
RC-4S(b)(c)	24	12.0	6.0	45	20又は25	330	RC-4S(b)(c)	24	12.0	6.0	45	20又は25	330	
RC-5	30	8.0	5.0	55	20又は25	280	RC-5	30	8.0	5.0	55	20又は25	280	
RC-5	30	12.0	5.0	55	20又は25	280	RC-5	30	12.0	5.0	55	20又は25	280	
RC-5S(b)(c)	30	8.0	6.0	45	20又は25	330	RC-5S(b)(c)	30	8.0	6.0	45	20又は25	330	
RC-5S(b)(c)	30	12.0	6.0	45	20又は25	330	RC-5S(b)(c)	30	12.0	6.0	45	20又は25	330	
RC-6S(1)	24	12.0	4.5	50	40	280	RC-6S(1)	24	12.0	4.5	50	40	280	
RC-6S(2)	30	12.0	5.5	50	40	300	RC-6S(2)	30	12.0	5.5	50	40	300	
RC-7S(1)	24	8.0	4.5	50	40	280	RC-7S(1)	24	8.0	4.5	50	40	280	
RC-7S(1)	24	12.0	4.5	50	40	280	RC-7S(1)	24	12.0	4.5	50	40	280	
RC-7S(2)	30	8.0	5.5	50	40	300	RC-7S(2)	30	8.0	5.5	50	40	300	
RC-7S(2)	30	12.0	5.5	50	40	300	RC-7S(2)	30	12.0	5.5	50	40	300	
RC-8S(1)	24	8.0	4.5	50	20又は25	280	RC-8S(1)	24	8.0	4.5	50	20又は25	280	
RC-8S(1)	24	12.0	4.5	50	20又は25	280	RC-8S(1)	24	12.0	4.5	50	20又は25	280	
RC-8S(2)	30	8.0	6.0	50	20又は25	330	RC-8S(2)	30	8.0	6.0	50	20又は25	330	
RC-8S(2)	30	12.0	6.0	50	20又は25	330	RC-8S(2)	30	12.0	6.0	50	20又は25	330	
RC-9S	24	12.0	4.5	55	40	280	RC-9S	24	12.0	4.5	55	40	280	

第3節 コンクリート

1-5-3-1 一般事項

1. 本節は、構造物に使用するコンクリートとして、レディーミクストコンクリート、配合、材料の計量、練りませ、運搬、コンクリート打込み、養生、施工継目、表面仕上げその他これらに類する事項について定めるものとする。
2. 受注者は、コンクリートの使用に当たって、アルカリ骨材反応を抑制するため、北海道建設部土木工事共通仕様書Ⅲ付表5. コンクリートの耐久性向上対策 の各項に規定する対策の中いずれか一つをとらなければならない。
また、アルカリ骨材反応抑制対策実施要領で必要な検査・確認を行わなければならない。
3. 受注者は、コンクリートの使用に当たって、以下に示す許容塩化物量以下のコンクリートを使用しなければならない。
 - (1) 鉄筋コンクリート部材、ポストテンション方式のプレストレストコンクリート部材（シース内のグラウトを除く）及び用心鉄筋を有する無筋コンクリート部材における許容塩化物量（ $C1^{-}$ ）は、 $0.30\text{kg}/\text{m}^3$ 以下とする。
 - (2) プレテンション方式のプレストレストコンクリート部材及びオートクレープ養生を行う製品における許容塩化物量（ $C1^{-}$ ）は $0.30\text{kg}/\text{m}^3$ 以下とする。
また、グラウトに含まれる塩化物イオン総量は、セメント質量の0.08%以下とする。
 - (3) アルミナセメントを用いる場合、電食のおそれがある場合等は、試験結果等から適宜定めるものとし、特に資料がない場合の許容塩化物量（ $C1^{-}$ ）は $0.30\text{kg}/\text{m}^3$ 以下とする。
4. 受注者は、海水又は潮風の影響を著しく受ける海岸付近及び外部から浸透する塩化物の影響を受ける箇所において、アルカリ骨材反応による損傷が構造物の品質・性能に重大な影響を及ぼすと考えられる場合には、塩分の浸透を防止するための塗装等の措置方法について工事監督員と協議しなければならない。
5. コンクリートの標準配合条件は、表5-1により、一般的な鉄筋コンクリート構造物※のスランプ値は12cmを標準とする。
これによらない場合は、受注者は、工事監督員と協議しなければならない。
※ 一般的な鉄筋コンクリート構造物とは、コンクリート舗装工、場所打ち杭等の水中コンクリート及びトンネル覆工を除くものとする。
6. 受注者は、1日当たり種別ごとのレディーミクストコンクリートの使用量が、100m³以上施工する場合は、北海道建設部土木工事共通仕様書Ⅲ付表9. レディーミクストコンクリート単位水量測定要領（案）に基づき施工管理を行い、その記録及び関係書類を作成・保管し、工事監督員から請求があった場合は直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。

表5-1 コンクリートの標準配合条件

記号	設計基準強度 N/mm ²	スランプ cm	空気量 %	最大水セメント比 %	粗骨材最大寸法 mm	最少単位セメント量 kg/m ³
C-1	—	8.0	4.5	—	20又は25	—
C-1P	—	8.0	4.5	—	20又は25	270
C-4	18	5.0	4.5	55	40	—
C-4P	18	8.0	4.5	55	40	270
C-5S	18	5.0	5.5	50	40	—
C-5PS	18	8.0	5.5	50	40	270
C-6-1	21	5.0	5.5	50	40	—
C-7	$\sigma_{ck}=4.5$	2.5	4.5	45	40	280
C-7S	$\sigma_{ck}=4.5$	2.5	5.5	45	40	300
C-8	$\sigma_{ck}=5.0$	2.5	4.5	45	40	—
C-9	—	15.0	4.5or4.0 ^{*1}	50	40	370
C-9S	18	15.0~18.0	5.5	50	40	340
C-10	18	8.0	5.0	55	20又は25	—
C-11	18	5.0	4.5	60	40	—
RC-1	21	8.0	4.5	55	40	280
RC-1	21	12.0	4.5	55	40	280
RC-1S(b)(c)	21	8.0	5.5	45	40	300
RC-1S(b)(c)	21	12.0	5.5	45	40	300
RC-1S(a)	21	8.0	4.5	50	40	280
RC-1S(a)	21	12.0	4.5	50	40	280
RC-2-1	24	8.0	4.5	55	40	280
RC-2-1	24	12.0	4.5	55	40	280
RC-2-1S(b)(c)	24	8.0	5.5	45	40	300
RC-2-1S(b)(c)	24	12.0	5.5	45	40	300
RC-2-1S(a)	24	8.0	4.5	50	40	280
RC-2-1S(a)	24	12.0	4.5	50	40	280
RC-4	24	8.0	5.0	55	20又は25	280
RC-4	24	12.0	5.0	55	20又は25	280
RC-4S(b)(c)	24	8.0	6.0	45	20又は25	330
RC-4S(b)(c)	24	12.0	6.0	45	20又は25	330
RC-5	30	8.0	5.0	55	20又は25	280
RC-5	30	12.0	5.0	55	20又は25	280
RC-5S(b)(c)	30	8.0	6.0	45	20又は25	330
RC-5S(b)(c)	30	12.0	6.0	45	20又は25	330
RC-6S(1)	24	12.0	4.5	50	40	280
RC-6S(2)	30	12.0	5.5	50	40	300
RC-7S(1)	24	8.0	4.5	50	40	280
RC-7S(1)	24	12.0	4.5	50	40	280
RC-7S(2)	30	8.0	5.5	50	40	300
RC-7S(2)	30	12.0	5.5	50	40	300
RC-8S(1)	24	8.0	4.5	50	20又は25	280
RC-8S(1)	24	12.0	4.5	50	20又は25	280
RC-8S(2)	30	8.0	6.0	50	20又は25	330
RC-8S(2)	30	12.0	6.0	50	20又は25	330
RC-9S	24	12.0	4.5	55	40	280